

よいた

町だより 町長川上文平

No.125 11月号

昭和51年11月10日 ■発行/与板町(代表者与板町長川上文平) ■編集 与板町だより編集委員会



どれも、これも大変よくてきた力作ぞろい
小学校児童(低学年)の作品展より

＝11月は霜月(しもつき)＝

秋から冬への衣替えの季節

日の暮れるのが早くなり、庭の落葉も日ごとに数を増して、竹ぼうきを持つ手に風のつめたさを感じられます。

また、空気が冷たく乾燥していると、かぜやぜんそくなど、気管の病気が多くなります。「かぜは万病のもと」といわれ、かぜのような症状ではじまる病気が多いからです。

体調にはくれぐれも注意してください。

10月30日現在			
()は9月末との比較			
人口	7,842人	(+10人)	
男	3,812人	(+4人)	
女	4,030人	(+6人)	
世帯	1,788	(-1)	
出生	7人	死亡	5人
転入	23人	転出	15人

秋の火災予防	2
錦鯉品評会開かれる	3
新型救急車が配置	3
社教からのたより	4
写真で見る文化祭	5
国保と交通事故	5
交通事故防止	6
印鑑の登録と証明は	6
くらしの豆知識	6
心配ごと相談所とは	7
税金あれこれ	7
保健衛生だより	8
お知らせ	8

おもな内容は

保健衛生だより

- 11月15日 13時30分から15時まで
3才児検診 母子センター
対象者 S.48. 2.1~S.48. 5.31迄出生児
- 11月16日 13時30分から15時まで
一般健康相談 母子センター
- 12月2日 13時30分から14時30分まで
生ワク投与 母子センター
対象者 第1回目 S.51.1.1~S.51. 5.31迄出生児
第2回目 S.50.6.1~S.50.12.31迄出生児
- 12月3日 13時30分から14時30分まで
二種混合(3回目) 母子センター
対象者 S.49. 6.1~S.49. 9.30迄出生児
- 12月6日 13時30分から15時まで
乳児検診 母子センター
対象者 S.50.12.1~S.51. 3.31迄出生児
- 12月7日 13時30分から15時まで
母親学級(前期) 母子センター

県民総ぐるみのねずみ駆除運動に御協力を
十一月三十日迄

伝染病、食中毒等の衛生上の被害並びに農作物等の経済上の被害を総合的に防除し、清潔で快適な生活環境を作るため、お互いに、この運動の主旨に賛同し、これを期にねずみ駆除を徹底し、住みよい町にしましょう。御協力下さい。

十二月一日から歳末たすけあい封筒募金を実施いたします。

この運動は、社会的・経済的に恵まれない気の毒な境遇の人々が「みんなそろって明るいお正月を」と、あなたの幸せの一部を、温かい心を持ちよることです。すけあいの輪を広げてゆくのがこの運動の趣旨です。経済不況下、誠に恐縮ですが、この運動にみなさんの温かい愛の手をさしのべてくださることをお願いいたします。

ごみや、危険物の不法な投棄はやめましょう

最近又、山などに危険物等が捨ててあり、自然環境を悪化するばかりでなく

法律により罰せられます。指定された場合へ搬入されるよう御協力下さい。

ステーションに出されるごみ、危険物は各町内の指定された収集日以外の搬出は堅くお断り致します。

自衛隊ミニニュース

住みよい地域社会づくりに
あなたも知れませんが、国や県・市町村などの委託を受けて行う土木事業も、自衛隊の大切な仕事のひとつです。

自衛隊は、すぐれた施設技術と機械力、訓練された組織の力をフルに発揮して道路の建設、改修や学校の運動場づくりなどに協力してお役にたっております。

全国五十六ヶ所の施設部隊にブルトーンやグレーダーが配備されております。新潟県内では、昭和五十年年度までに七十九件の部外工事を行っております。

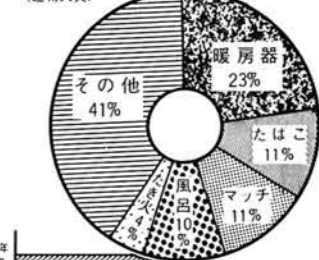
自衛官志願手続等のお問い合わせは役場総務課、又は自衛隊新潟地方連絡部募集事務所(左記)へ
柏崎市駅前二丁目三の六二二 自衛隊新潟地方事務所 柏崎募集事務所

未成年者の喫煙は法律で禁じられています

とじて保存して下さい

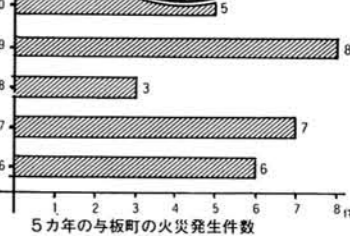


県内の出火原因別出火割合(50年中)(建物火災)



秋の全国火災予防運動

11月26日～12月2日



朝晩の冷え込みが強くなり、寒さは日一日ときびしくなってきました。寒い戸外のお仕事や、お勤めから帰ってくる家族の方は、おうちの中の暖かさが、なによりで、私たちの生活にとって、冬の暖房はなくてはならないものになっており、寒さの到来とともに、どこかの家庭でも各種の暖房器具が使われはじめます。

最近の暖房は、セントラルヒーティングなどをはじめ、暖房の効率化、合理化等からドラックスなものも普及してきていますが、やはり一般家庭で最も多く使用されているのは、ストーブとこたつです。

このストーブやこたつなどの暖房器具を使うに当り次の点に注意して、安全な取扱いはしていただき、

●暖房器具を正しく使う

(1) 出入口、通路、階段下

タバコによる火災もなくそう



たばこは、人間に、いくつかの功罪を与えています。ときには人の気持ちを和らげ、ときには精神的な疲労を忘れさせます。また、食後の一服には格別の味があ

るものです。

しかし、この一服も「今捨てたたばこの温度が七百度」といわれているようにモノが火災のタマゴであるだけに、うっかりすると大変なことになります。

たばこによる火災は、い

(5) 初めて使用する器具は説明書をよく読み、正しい使用方法をまずマスターする。

(6) 使い慣れている器具でも、使用前には十分な手入れと点検をする。

●石油ストーブを使うとき

(1) 火をつけたまま器具を持ちこぼさない。

(2) ガソリン等引火性のものは近づけない。

(3) 石油ストーブに給油するときは、ガソリンなどが間違っ入っていないか、確かめて、完全に火を消して、専用ポンプを使い、油量計を見ながら静かに行う。

(4) 使い終わったときは、完全に火の消えたことを確かめる。

●電気こたつ、電気あんか等を使うとき

(1) たこ足配線を使用しない。

(2) ヒューズが切れたときは、正規の「温度ヒューズ」を使う。

(3) コンセントやプラグがいたんでいるものはとりかえる。

(4) 洗濯物の乾燥など間違った使い方をしない。

(5) 使い終わったら、スイッチを切るだけでなくコンセントからコードを抜く。

(1) たばこの投捨ては絶対にしてはいけない。

(2) くわえたばこで用事をしない。

(3) 歩きたばこはしない。

(4) 寝たばこ(特に飲酒したときは絶対しない)。

(5) ちよつとの用事にも、その場を離れるときは必ず完全に消す。

(6) 灰皿のあと始末は、水をかけて完全に消えたのを確認してから捨てる。

※ちよつとした不注意から人の生命・財産を灰にしまう火災には、ふだんから用心するように心がけたいものです。

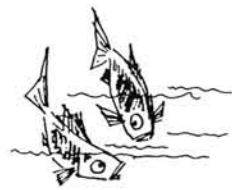
あでやかに

錦鯉品評会開かれる

第十回与板町錦鯉品評会が、十月十七日、与板小学校プールで開かれ生産者自慢の錦鯉百六十点が出品され、泳ぐ宝石の美を競いました。

各部の入賞者は次の通りです。(敬称略)

- 総合優勝 紅白 吉岡孝太郎
- 第一部優勝(18cm未満) 紅白 山田 和男
- 準優勝一席 紅白 山田 誠一
- 紅白 小林 一夫
- 準優勝二席 紅白 山田 久一
- 紅白 山田 誠一
- 三色 馬越養鯉組合
- 光もの 小林 一夫
- 第二部優勝(18cm～28cm未満)
- 紅白 石黒 伝栄
- 準優勝一席 三色 山崎 信策
- 三色 馬越養鯉組合
- 準優勝二席 紅白 本与板養鯉組合
- 三色 笠原 和雄
- 紅白 伊藤 輝雄
- 三色 馬越養鯉組合
- 第三部優勝(28cm～35cm未満)
- 紅白 山崎 信策
- 準優勝一席 吉岡孝太郎
- 紅白 吉岡孝太郎
- 第四部優勝(35cm～45cm未満)
- 紅白 山田 久一
- 準優勝一席 紅白 小林 一夫
- 三色 吉岡瀬一郎
- 準優勝二席 紅白 笠原 和雄
- 紅白 吉岡孝太郎
- 三色 山田 茂宗
- 光もの 矢引 一郎
- 光もの 馬越養鯉組合
- 三色 山村 一郎
- 第五部優勝(45cm～55cm未満)
- 三色 笠原 和雄
- 準優勝一席 紅白 山崎 信策
- 紅白 馬越養鯉組合
- 準優勝二席 紅白 馬越養鯉組合
- 三色 馬越養鯉組合
- 光もの 岩方養鯉組合



このたび、日本損害保険協会の寄付による新型救急車が、与板郷消防署に配車されました。この車は2B型で、酸素吸入用具などを積載し、ベット二つを備えた大型であり、今までより一層救急活動が円滑になりました。

救急車の正しい利用

- ①災害による事故、地震、火災、水害、その他の災害により負傷したとき。
- ②屋外の事故、交通事故、工事現場などの労災事故、その他屋外での作業や運動競技などで負傷したり急病になったとき。
- ③公衆の出入りする場所での事故(興行場、学校、競技場、駅、百貨店などで負傷したり急病になったとき)。
- ④家庭内での事故(屋内での負傷および薬物中毒、ガス中毒、やけど、異常分娩等)で、ほ

新型救急車が配置に...

与板郷消防署



新鋭救急車



車内部

かに搬送の手段がなく、急いで病院へ搬送しなければならぬとき。

①救急車を呼ぶとき

119番で、次のことを簡単に明瞭に落ちついで、

※ 救急車の消防職員は、救急専門でなく、火災出動も兼任しているの

で、正しく有効な利用をお願い致します。

※ 搬送病院は、必ずしも希望する処へは運べない場合があります。

- ① 所在、目標(大きな建物など、目標のないところでは、案内人を出す)。
- ② どんな事故か。
- ③ どんな状態か。
- ④ 傷害者は何人か。



「間違いない電話」

草木も眠る丑三つどき「リリリン」 「ハイ、〇〇でございます」 胸の鼓動を静めながら受話器を手にする。

「アレ、〇〇違ったかなおかしいなア」「ハア、」ガチャン。

そして二三分後にまた電話のベル。

「何番はかけたんですか。こちらは〇〇ですよ。番号をよく確かめてからかけてくださいヨ。こんな真夜中に、」

ほんとうに迷惑な「間違いない電話」の一幕です。

間違いない電話は、他人に迷惑をかけるばかりでなく、かけた本人もむだな金と時間の浪費をすることお互いにソンになる。こうしたことをなくすには、ダイヤルする前に電話帳やメモなどで、ま

ず確かめる。人間の記憶は案外頼りないもの。ダイヤル市外通話ができる地域も広がり市外局番も多くなり、記憶するのも大変、しっかりと確かめてからダイヤルを...

与板電報電話局



景気はいかがでしたか？ 本年度二回目を迎えた与板町商店の一日デパートは、終日にぎわいました。

小学校を会場に与板保育園、本与板・黒川保育園児の作品です。いまにも、あるきだしそうなロボットも参加ノたいへんよくできました。



かるた日本一の森洋三さんを目指して、熱戦のかるた(小倉百人一首)大会に参加のよい子たち
優勝者 小学低学年 池田 厚子さん
小学高学年 竹内 美子さん
中学生 柄沢 泰子さん

写真でみる文化祭'76



文化祭の最終を飾るにふさわしい演劇「縁談」が青年学級の皆さんによって上演され、喝采をあげました。連日の練習ごくらうさんでした。

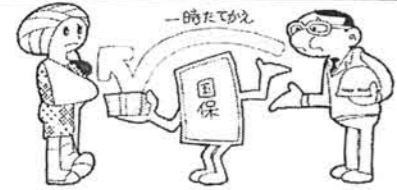
芸能発表会には、おかあさんたちも参加されたママさんコーラス……「カチューシャ」ともしびなどの名曲をご披露……



国保と交通事故



他人(第三者)に傷つけられてケガをしたり、病気になったときは、その加害者が全責任を負って損害の賠償をするのが世の中の約束ごとです。したがって、そのような事故等で治療を受けた時は、国保の保険給付はできないことになり、治療費がかかります。治療費がかかりすぎて生活が困るようなことにならないように、国保の医療保険制度の目的は、交通事故で、保険証を使って治療を受けられるときは必ず第三者の行為による「被害届」を提出しなければなりません。国保係におたずね下さい。



街を自然を美しく
吸いがらの投げ捨てはやめましょう。
Smokin' Clean



若者のつどい日程表

時間	第1日目(11月20日)	時間	第2日目(11月21日)
6:30		6:30	(起床・研修準備)(清掃)
7:30		7:30	(朝のつどい)
8:00		8:00	(朝食)
8:40		8:40	・係の打合せ
9:00	・入所および研修準備	9:00	・分科会② 青年活動への望ましい余科利用のあり方……その1
14:20	・オリエンテーション 施設利用と係分担	10:20	(休けい)
14:40	・みんなで楽しく フォークソング(実技)	10:40	・分科会③ 同上……その2
15:20	(休けい)	12:00	(昼食・自由交換)
16:00	(ゆうべのつどい)	13:00	・全体会Ⅲ 分科会報告のまとめ
16:30	(係打合せ)	14:20	(休けい)
17:00	(夕食)	14:40	・全体会Ⅳ 参加から創造へ……(新しい第1歩へ……)
17:30	・全体会Ⅰ 小出町青年のレポート(発表)	15:10	・楽しき仲間 ゲーム・その他(実技)
18:20	・分科会① 与板町青年の現況と青年活動について	16:00	・反省会
19:00	・全体会Ⅱ 分科会報告と意見交換	16:30	・退所準備
19:25	(入浴・自由交換)	16:35	・退所
20:10	(就寝準備)		
20:30			
21:30			
21:50			
22:30	(消灯・就寝)		

共に育ち、共に育てる公民館に



就任挨拶

去る十月一日付で与板町公民館長を任命され、町の社会教育の実施機関である公民館の重要な仕事にたずさわることになりました。私が町公民館長の重責を担って、果してこれからの社会教育への期待にこたえることができるかどうか不安でなりません。幸いに社会教育には、立派な足跡を残された先輩の業績があります。それに町民の皆様の多大な協力とご鞭撻を戴いて職責を果すよう努めて参りますから、どうかよろしくお願ひ申し上げます。公民館は、戦後の混乱の世相の中から祖国再建への活路を開く原動力として構想され、その整備拡充が進められて来ました。この試みは国や地方公共団体にあっては、人々の生涯学習に對する手助けをねらって各種の施策が行われてきました。郡政の中心与板町がこれら活動の盛んであった往時の夢を追うわけではありませんが、日頃感じてその実現の日を期待してまいりました。その一つは、公民館活動のよりどころともいえるべき公民館施設を整備拡充して住民の要請にこたえねばならないこと。二つに、公民館活動の学習の場の提供に関するところで、家庭教育、青年学級・婦人学級・高齢者教室等の実施について、さらにこれからのようによい学習要求にこたえていくか。三つには、指導者の問題

であり、生涯教育の主要な相談相手であり、公民館職員が急いで高まり、その量的確保の問題と学級開設時の指導講師の確保についても同じことが言われます。このことは、余りにも公民館活動に数多い問題が残されているということですが、しかもその提起され、また予想される問題が地域住民の日常的な機会と場所において行われ、その上に対象が幼児から老人に至る生涯の各時期に及ぶこと。それに加えて人それぞれに生立ちが異なり、人生観・価値観も異なっていること。激しく流動する現代社会の多様化などから言われることですが、したがって今日社会教育という名のもとにとりあげられていく事柄は、まことに複雑多岐をきわめています。公民館活動を住民主体の学習の場とするためには、日常町の住民が今どこに、どのようないくつかの要求されるか、それがどのような機会や場面かをさぐる中で、最も身近か必要な課題を公民館活動に生かし、そのための手だてを考へて与板町公民館ならではの特色ある活動をして参りたいと思ひます。静かな社会にあつては、学校時代に学んだ知識や技術が生徒通用し、社会生活

も長年の経験で平穩無事に送ることができました。今日のような動的な社会では知識や技術も絶えず変化し価値観や生活規範もきわめて流動的であり、生涯にわたって学習することの必要性が強調されるわけですが、これからは新しい知識や技術を絶えず吸収し、新しい生活規範をつくり出して生きがいと追求するとともに社会の変化を前向きなものとするための原動力となる

若者の集い開催

同じ与板町に住んでおりながら「話したこともなく一緒に活動したこともない若者」が多いと聞きます。「出会い」は、若者にとって大切であり、欠かせないものではないでしょうか。少しでも皆さんから理解して戴き、参加してもらえればということでも前月号に概略をお知らせしましたがその機会を次のように設けました。◎会場 巻町越前浜 県立青少年研修センター ◎期日 十一月二十日から十一月二十一日(日程は別表のとおり) ◎参加費 一、〇〇〇円 先般、事前打ち合せのため、研修センターへ施設の視察に行つて来ましたが、

グループ紹介 剣道協会

剣道は「礼に始まって礼に終わる」といわれるほどに、精神の鍛練を最終最大の目的とするスポーツです。剣道の長所をいくつかあげてみますと
①剣道は全身運動でありことに姿勢を正しくする効果が大きい。
②剣道は最も機敏な反射神経を要求されますので、瞬間的動作が敏活になる。
③幼年から老年まで競技年齢が非常にながい。などいくつもの長所があります。剣道協会でも毎週月、金曜日に、剣道教室を開催し、青少年の健全育成並びに精神の鍛練を行っています。又、最近剣道教室の父兄会も発足し、活動も活発になってきました。剣道をやってみよう方はぜひ剣道教室へおいで下さい。

良いマナー広めて無事故のまちづくり

十一月中の交通事故は、毎年減少の傾向にあり、最高速度が、酒酔い運転、最高速度違反は事故原因における構成割合は逆に高く、特に最近では夜間事故が多発しています。これは、マイカー利用のドライブや長距離旅行が多いことによる原因と考えられます。



これらの事故防止のために次の事項を守り、交通事故を防止しましょう。

- 長距離をドライブするときは、あらかじめ余裕のある計画をたてる。
- 十分に休養をとり、さわやかな気分を運転する。
- 交通情報をよく聞いて運転する。

- 連続二時間運転したときは、必ず休む。
- 酔って運転は絶対にしてはいけない。
- シートベルトは、必ず着用する。
- スピードに応じた車間距離をとる。
- 横断歩道などの手前では一時停止を確認する。

領収書の保存期間

領収書の形式
特に定められた形式はありませんが、領収金額及びその内容、領収した日付、受取人名、押印が必要です。支払いをする時には、必ず領収書を受け取りましょう。

領収書の保存期間
領収書は、支払ったものによって異なります。時効期間まで領収書を保存しておいた方が安心です。一年(ホテルなどの宿泊料、飲食代、タクシー代、品購入の証拠として役立つ)。



領収書の保存期間
時効期間まで領収書を保存しておいた方が安心です。一年(ホテルなどの宿泊料、飲食代、タクシー代、品購入の証拠として役立つ)。

印鑑(実印)の登録と証明の方法が改正になったことは、既に町だより等でお知らせいたしました。そのための登録替えの期日が九月三十日で終了、今までは、実印としての性格を失ったことになりました。

印鑑の登録と証明の交付には必ず本人が!!

登録できない後日になります。それは、登録申請が本人の意思であるかを確かめるため、役場から申請者に意思照会書を送付して、その意思回答書を受領してから、はじめて登録されることとなります。

登録できない後日になります。それは、登録申請が本人の意思であるかを確かめるため、役場から申請者に意思照会書を送付して、その意思回答書を受領してから、はじめて登録されることとなります。

テレホンサービス11月予定

日	曜	テーマ	日	曜	テーマ
1	月	主婦のパートと税金	17	水	子供部屋の照明
2	火	税金	18	木	消費生活相談事例
3	水	税金	19	金	消費生活相談事例
4	木	税金	20	土	消費生活相談事例
5	金	税金	21	日	消費生活相談事例
6	土	税金	22	月	消費生活相談事例
7	日	税金	23	火	消費生活相談事例
8	月	税金	24	水	消費生活相談事例
9	火	税金	25	木	消費生活相談事例
10	水	税金	26	金	消費生活相談事例
11	木	税金	27	土	消費生活相談事例
12	金	税金	28	日	消費生活相談事例
13	土	税金	29	月	消費生活相談事例
14	日	税金	30	火	消費生活相談事例
15	月	税金			
16	火	税金			

ダイヤルしましょう (0252) 67-7000
今すぐ役立つ消費者情報
「ハイ県くらしのダイヤルです」



道路はみんなのもの
自動車の窓から空カバン、タバコのすいがらを投げ捨てる。土砂の運搬で道路は泥だらけ。こんな例がたくさんあります。道路はみんなのもの。いつもきれいにしよう心がけましょう。

心配ごと相談所とは

今月は16・30日と12月7・14日
共同募金と助け合い
晩秋と共に年中行事のようになっています。すでに皆さんから絶大の御協力を賜っています。共同募金は、これが中心となつて各界の募金を共同していただき、共同で配分するものであり、パンフレット等で詳細が載っていますが、大きな力と成つて福祉の増進に大変役に立っています。

また、歳末助け合い運動は、ねたきりのお年寄りや心身の不自由な方々を少しでも慰め、励し、一人でも多くの人々が楽しい平和の年を送り、迎えていただくよう計画されています。いづれも、皆さんのご協力をいただき、進展してまいります。

毎週火曜日・午後一時三十分から午後三時三十分まで、役場二階の男子厚生室で行っております。相談は、無料で部外秘密扱いです。心配ごとや悩みごとなどをお持ちの方は、遠慮なくお気軽においでください。

「税法は難しくわかりにくいし、税務署へは行きにくい」という方が多いようです。こんな悩みを解消し、一つでも多く税について知っていただくために、全国に「税を知ろう」週間を実施されています。納税者の声を税務行政に反映させるだけでなく、若い人たちにも税を知ってもらい、税についての良き理解者、協力者となつてもらうことが目的とされています。

この週間行事の一環として、税務相談室長岡分室の主催により移動税務相談室を次により開設します。

また、相談内容についての秘密は守りますので、お気軽に税務署又は税務相談室を御利用ください。

ポストコーナー

年末・年始の郵便物は早目に
年末年始の郵便事業を円滑に運行するためアルバイトを大勢雇ったり、仮設の局舎を設けたり、また自動車便などの輸送力を増強してこれらからなる間に最も忙しい時期に万全を期すように努めています。このように郵便物を差し出したために努力をしますが、郵便物をお願いしたし様に次の点についてご協力をお願いいたします。

- ① 小包は12月15日まで…小包郵便物を年末おせまつから差し出されますと年賀状の処理とも重なり年内の配達に困難になることがあります。12月15日までに差し出しましょう。
- ② 小包の包装はしっかり…小包郵便物の包装が不完全なため破損するものがあります。包装はしっかりと。
- ③ 表札・郵便受箱をとりつけて…表札には家族全員の名前や同居の方が居る場合にはその方の名前も記載しましょう。またこの機会に大切な郵便物が雨や雪で汚れないよう郵便箱をとりつけましょう。
- ④ 郵便番号は正しくはつきりと…郵便物を差し出す際は郵便番号を正しくはつきりと。また住所もできるだけ詳しく書きましょう。

お忘れではありませんか
信越で3,500万円(昨年度)が無効
全国では2億3,300万円
郵便貯金は10年間預け入れや払い戻し、あるいは利子記入の請求又は印章や住所変更などの利用が全くない無効になってしまいます。郵政省では大切な郵便貯金が無効にならないよう事前にお知らせしています。それでもお申し出がなく無効になってしまつて郵便貯金がなくなり、通知書でお知らせ…通知書によりお知らせしていますが、この通知書が届きましたら二か月以内に郵便局へお申し出ください。もし貯金通帳あるいは証書をなくされた場合でも郵便局へ通知書と印鑑をお持ちいただければ再発行の手続きをいたします。

通知書が届いても申し出ないものが多いのは①貯金通帳や証書が見当たらずあきらめる。②通帳面の残高が少ない。③手続きをするのが面倒だ…などの原因によるものです。通帳や証書をなくしても手続きはできますし、通帳面の残高がわずかでも高額の利子がついていることがあります。この機会に机の引出しやタンスの奥などにしまい込んで忘れていた貯金通帳などが無いかもう一度お調べください。

戸籍謄本の請求は使用目的を明らかに
来る十二月一日から戸籍謄本の交付請求のしかたが改正されます。その理由は戸籍を不当に利用して、国民のプライバシーを侵害することのないようにすることにあります。今後、他人の戸籍や除籍の謄本を請求するときは、「請求の事由」つまり何の目的に使用するかを具体的に示していただくことになり、その請求が不当な目的によるものでないことになり、また、戸籍の閲覧は、できなくなり、また、郵便で請求する場合の手数料は、必ず現金書留か、郵便局の定額小為替で納めてください。その事由を示して、戸籍の謄本の交付を受けたときは過料に処せられることがあります。

相談員 田村記

電話 三二〇〇番の内線 二〇〇番です。

「税を知ろう」週間

給料等の年末調整の説明会

十一月二十四日(水) 午前九時半と 午後一時半の二回

与板町公民館